

⑨

第5回総会議事録

(令和5年1月24日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第5回総会 議事録	
日 時	令和5年11月24日（金曜日）14時00分～15時25分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者 の状況	総農業委員数 14名 出席農業委員数 13名 欠席農業委員数 1名（別添出席状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第2号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第3号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第5号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第6号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について</p> <p>第7号議案 農地法第32条の規定に基づく農地利用意向調査について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地の転用事実に関する照会の回答について</p> <p>3 その他</p> <p>生産緑地地区 追加指定仮申出のお知らせについて</p> <p>令和5年度農地利用状況調査の結果に基づく通知について</p> <p>人・農地プランについて</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>16号 許可相当</p> <p>17号 許可相当</p> <p>18号 許可相当</p> <p>第2号議案</p> <p>16号 承認</p> <p>17号 承認</p>

	18号 承認
	19号 承認
第3号議案	
	33号 承認
	34号 承認
	35号 承認
	36号 承認
第4号議案	
	戸15-11 承認
第5号議案	
	7号 承認
	8号 承認
第6号議案	
	瀬谷142 承認
	栄99 承認
第7号議案	
	承認

議事

事務局	(開会 14時00分) 農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。 出席委員数報告。
議長	第5回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は13名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第5回総会を開会いたします。議事録署名人は、奥村委員と根本委員にお願いします。
議長	それでは議題に入らせていただきます。 第1号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する処分について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 北村委員	<第1号議案第16号を朗読> 申請地の東側及び西側は道路、南側及び北側は畑です。周囲は西側を除き、既設及び新設の土留め板で囲います。 周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員 議長	第1号議案第16号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。 (総員挙手) 総員挙手と認め、第1号議案第16号については、許可相当とします。

議長	次に第1号議案第17号及び第18号は関連議案となりますので併せて審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第1号議案第17号及び第18号を朗読>
北村委員	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	<p>まず、17号議案について、深谷小学校から南東に約420mの農振白地3筆です。譲受人が購入し、資材置場に整備するものです。譲受人は、もともと千葉を拠点に土木、建設業の元受けとして事業を行っていました。グループ会社を合併し、横浜に拠点を移したことから、グループ会社が立ち退くことになった置場の代替地を探しており、申請に至りました。申請地は計画に必要最低限の面積となっています。</p> <p>申請地の東側及び南側は畠、北側は宅地及び畠、西側は道路です。周囲は西側を除き土留板を設置します。場内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透及び新設する浸透枠で処理します。周囲の農地に影響はありません。</p> <p>続いて18号議案について、深谷小学校から南東に約420mの農振白地3筆です。譲受人が購入し、資材置場に整備するもの。譲受人は、建築業及び土木事業を営んでおり、大和市に資材置場を借りていましたが、所有者の都合により退去する必要があり、移転先を探していました。</p> <p>申請地は、譲受人の主な事業区域である横浜市内にあり、面積も同規模であり交通の便もよい土地で、金額面でも条件にあっており代替性はありません。また、計画に必要最低限の面積となっています。</p> <p>申請地の東側及び南側は畠、西側は道路、北側は宅地及び雑種地です。場内は砂利敷きとし、雨水は自然浸透で処理します。周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。</p>
議長	御質問はありませんか。
奥村委員	17号議案で、雨水浸透施設がいらないということですが、必要な基準というはどういうところにあるのでしょうか。また、それにもかかわらず設置するという整備の中身の説明がありました。私もあった方がいいとは思いますが、あえて作る判断の経緯があれば教えてください。
事務局	<p>雨水浸透阻害行為の許可申請の手続きですけれども、基本的に浸透阻害行為が1,000m²を超える場合には対象になってきます。申請地は面積としては1,000m²を超えますが、今回浸透阻害行為を行う、砂利を敷いて転圧をする面積は995.06m²ということで、残りの所は法面になっておりまして、そこは芝を張る計画になっております。その芝張りの面積は浸透阻害行為を行わない所ということで差し引かれて1,000m²未満だということで、手続きの対象外となります。ただ、こちらの土地ですが、面積が大きいものもありますが、全体的に前面道路から東に向かって緩やかに傾斜をしている土地になっておりまして、やはり全く雨水の対策をしないのも、被害防除としては不十分だと判断して今回4つ浸透枠を設置するという計画になっております。</p>
奥村委員	よくわかりました。

議長 石井勝委員	他に質問はありますか。 隣地の方々の承諾を得ているということですが、確認は取れているのでしょうか。申請書に記載があつても、本当に通知が送られていて返事をもらっているのかどうか。私のときにも、いや私は聞いていないよという事例があつたもので、申請書に記載があつても委員会として確認をするべきなのか、それとも申請書に記載があればそれでいいものなのか伺いたい。
事務局	基本的には、相手の方に承諾しましたかという確認まではしていないのが実情です。ただ、計画自体はきちんと説明してくださいというのと、今回のように雨水の心配があるようなところは、丁寧な説明と対策はしてくださいと事業者に説明しております。
石井勝委員	現状はそうだと思いますが、事務局から隣地の方に説明があつたかの確認を取らなくてもいいのかという気がします。事務局には話していますが、トラブルになりそうな案件がありまして、本人に確認したところ、そんな話は聞いていないということで、許可をしてしまうと農業委員会の権限から離れてしまうと聞いていますので、それでいいのかと疑問に思っています。申請者から隣地の方には承諾を得ているという文書を上げてきても疑ってしまいます。
議長 石井勝委員	確認を取ったと記載してきても本当に確認が取れているのかということですね。
事務局	ちゃんとコミュニケーションをとって隣地の方々が承諾して出されているものなのか、地元の案件を見るとそうでないことがあったので。
石井勝委員	石井勝委員からお話ししているのは、申請段階で地元説明会をされているのか、確かに承認が取れているのかという確認をどこまでやるべきなのかという投げかけだと受け止めております。法律上はここまで相手の承諾を取りなさいとは定められていません。しかし近隣にお住まいの方からクレームが出てしまうのは避けたいという気持ちは皆さまと同じです。もし各地域でそういった状況のある転用の際、説明が不十分だ、話を聞いていないという情報があれば、事務局にお寄せいただければ事務局から申請者へ、そういった声がある旨は伝えてまいりますので、よろしくお願ひいたします。
議長 石井勝委員	事務局からそういった方向づけでいきたいということでおろしいでしょうか。
議長 委員 議長	はい。お願ひします。 他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第1号議案第17号及び第18号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。 (総員挙手) 総員挙手と認め、第1号議案第17号及び第18号については、許可相当とします。

議長	次に第2号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第2号議案第16号を朗読>
安西委員	岡津幼稚園入口交差点から南東へ約150mの調整白地です。昭和29年ごろに所有者の両親が家を建て、所有者を含む子供4人と生活をしていました。相続をしてからも、そのまま親族が家として使用し、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第2号議案第16号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
	総員挙手と認め、第2号議案第16号については、承認とします。
議長	次に第2号議案第17号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第2号議案第17号を朗読>
石井勝委員	議案の詳細については和田推進委員から説明します。
和田推進委員	上飯田小学校から西へ約170mの農振白地です。昭和60年に送電線の地役権設定のため分筆し、その後平成19年から地目変更をしないまま、隣地である住宅敷地の一部として使用し、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第2号議案第17号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
	総員挙手と認め、第2号議案第17号については、承認とします。
議長	次に第2号議案第18号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第2号議案第18号を朗読>
石井勝委員	議案の詳細については和田推進委員から説明します。
和田推進委員	上飯田小学校から北西へ約620mの農振白地です。昭和60年ごろから所有者の母が駐車場として賃貸をしていました。相続をしてからも、そのまま駐車場として使用し、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第2号議案第18号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
	総員挙手と認め、第2号議案第18号については、承認とします。
議長	次に第2号議案第19号を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局	<第2号議案第19号を朗読>
北村委員	東俣野小学校から南東に約380mの農振白地1筆です。昭和63年に倉庫が建築され、現在に至るまで倉庫敷地として利用されています。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第2号議案第19号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第2号議案第19号については、承認とします。
議長	次に第3号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を審議します。事務局から第33号及び第34号の説明をお願いします。
事務局	<第3号議案第33号、第34号を朗読>
安西委員	西が岡小学校から北東へ300mの生産緑地2筆です。タケノコを栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
根本委員	議案の詳細については、鈴木推進委員から説明します。
鈴木推進委員	梅林小学校から東に約150mの生産緑地4筆2団地です。ネギ、サツマイモ等の露地野菜及びみかん等の果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第3号議案第33号及び第34号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3号議案第33号及び第34号については、承認と決定します。
議長	次に第3号議案第35号及び第36号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第3号議案第35号、第36号を朗読>
北村委員	横浜薬科大学から北西に約690mの農振白地5筆1団地です。ナスやホウレンソウなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
金子委員	議案の詳細については、小川推進委員から説明します。
小川推進委員	二つ橋高等特別支援学校から南西に約300mの生産緑地1筆です。ショウガやサトイモなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第3号議案第35号及び第36号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3号議案第35号及び第36号については、承認と決定します。
議長	次に第4号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第4号議案 戸15-11を朗読>
矢島委員	詳細については角田推進委員から説明します。
角田推進委員	金井高等学校から北に170mから350mの範囲に1団地9筆、北東に250mに1団地3筆、農業振興地域の計12筆です。露地野菜及び温室にてトマト等を栽培しており、肥培管理は良好でした。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第4号議案 戸15-11について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案戸15-11については、承認と決定します。
議長	次に第5号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第7号を朗読>
金子委員	神奈川県立瀬谷西高等学校から南西へ約400mの生産緑地1筆です。主たる従事者の死亡によるもので、数年前に病気を発症し、以降、子らへの技術指導を行っていましたが、今年の6月に亡くなりました。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第5号議案第7号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第7号については、承認と決定します。
議長	次に第5号議案第8号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第8号を朗読>
石井勝則委員	県立修悠館高校から北東へ約100mの生産緑地1筆です。今年のはじめから歩行が困難になって以降、本地は家族による耕うん管理のみを行っていたところ、令和5年4月に亡くなりました。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第5号議案第8号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第8号については、承認と決定します。

議長 次に第6号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあせんの協力について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <第6号議案 瀬谷142及び栄99を朗読>

買い取り希望者がいましたら、令和5年12月5日火曜日までに事務局に連絡をお願いします。なお、希望者がいない場合は希望者なしとして、市長あて回答します。

議長 よろしくお願ひします。

議長 次に、第7号議案「農地法第32条の規定に基づく農地利用意向調査について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <第7号議案を朗読>

議長 御質問はありませんか。

何か御質問等ありましたら事務局までお願いします。

議長 次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 <報告事項第1号から第4号まで一括で報告>

報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。

御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。

農政推進担当 <生産緑地地区 追加指定仮申出のお知らせについて>

農政推進担当 <令和5年度農地利用状況調査の結果に基づく通知について>

農政推進担当 <人・農地プランについて>

議長 以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますでしょうか。

御意見がないようでしたら、これをもちまして第5回総会を閉会といたします。

(閉会 15時25分)

令和5年11月24日開催 第5回総会出席状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 豪	会長	出席	議長
2	矢島 寛	会長職務代理者	出席	
3	森 雅則		出席	
4	田中 豊		出席	
5	石井 勝		出席	
6	金子秀喜	連合会理事	出席	
7	石井勝則		出席	
8	奥村 玄		出席	議事録署名人
9	石井 豊		欠席	
10	根本和正	連合会理事	出席	議事録署名人
11	安西八幸		出席	
12	宮森和之		出席	
13	鈴木 宏	連合会理事	出席	
14	廣瀬 豊		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	小宮藤 正		出席	
2	清水昭男	連合会理事	出席	
3	大山明裕		出席	
4	門倉和美		出席	
5	田邊実		欠席	
6	角田雅久		欠席	
7	和田新治		出席	
8	鈴木勇次	連合会理事	出席	
9	宮川正		出席	
10	相澤藤雄		出席	
11	小川正寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 澤田所長、小高係長、小林事務職員、石井技術職員、吉田技術職員、栗林事務職員、幡野事務職員、山本(玲)事務職員
農政推進担当